

# クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン被害の実態について

〇5年6月15日

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

事務局長 本多良男

事務所 ㊟143-0023 東京都大田区山王2-1-8

山王アーバンライフ8階810号室

電話 03-3774-1527 FAX 03-3774-1804

Eメール:hirenkyo@nifty.com

ホームページ <http://www.cre-sara.gr.jp/>

## 1. 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会24年の歩みと課題

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会は、1982年に創立してから24年、今年7月札幌で第24回総会を迎えます。

24年前の1981年(昭和56年)9月14日の朝日新聞の記事には次のように書かれています。「きびしい取り立てに追われ、退職、蒸発、離婚などに追い込まれた全国のサラ金被害者が、13日、大阪・中之島の中央公会堂で「サラ金被害者全国交流集会」を開いた。

参加者たちは悲惨な被害の体験を報告すると同時にサラ金規制法を早急に制定するように訴えた。この「交流集会」は各地で活動が続いているサラ金被害者の会うち「大阪雑草の会」、「兵庫あすをひらく会」、「広島つくしの会」、「東京サラ金問題を解決する会」、「鹿児島サラ金被害者の会」、の5団体など全国から約120人が参加した。」

被害者が生の声で被害体験を語り、そして被害者の体験を手記にした「泥沼からの訴え」を発行し、これがマスコミに取り上げられ、大きな反響を呼びました。

その翌年、桐生ひまわりの会を加えて1982年(昭和57年)5月2日-3日に第2回サラ金被害者交流集会を広島県社会福祉会館で開催し、同時に「全国サラ金被害者連絡協議会」の結成総会を開催しました。総会では「全国津々浦々までサラ金被害者の会を作ろう」「消費者を保護するためのサラ金規制法を早期に実現させよう」とスローガンを掲げて第1歩を踏み出しました。

現在、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加盟の被害者の会は35都道府県・75団体が活動しています。被害者の会のないのは、青森、秋田、山形、茨城、山梨、富山、福井、静岡、奈良、山口、高知、鹿児島島の12県です。被害救済の運動を大きく進めるため、弁護士・司法書士・民主団体等の協力を得てすべての都道府県に被害者の会づくりを進めています。

全国サラ金被害者連絡協議会(被連協)結成当時は「サラ金地獄」といわれた時代でした。出資法の刑罰金利は年109.5%、そして暴力団まがいの悪質な取立てが横行していました。

このサラ金被害の実態を被害者自身が生の声で世論に訴え・告発しなければ、サラ金規制法を実現させる力にならない。サラ金被害は日本の経済・社会の構造・仕組みの中で必然的に作られた被害であることを被害者自身が自覚し、全国サラ金被害者連絡協議会が結成されたものです。

この24年の間、被連協は「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」・弁護士・司法書士・学者・労働組合・消費者団体・商工団体など多くの方々の協力、支援を受けながらクレジット・サラ金被害の予防と救済運動をすすめてきました。

そしてサラ金規制法を作れの運動が広がり、1983年(昭和58年)に貸金業規制法が成立し、被害救済の運動が進みました。

私たちはこれまで、金利引下げの運動を強める中で出資法の刑罰金利を109.5%→73%→54%→40.004%→29.2%へと順次引下げさせることができました。

又、破産法の民主的改正を求める運動の中で、①取立禁止の原則②、自由財産の範囲拡大、③破産・免責の手續の簡素化と一本化、④「破産者」という呼称は「債務者」に改めること、⑤資格制限について緩和すること等を要求してきましたが、これらの課題は「個人債務者の再生手続き」及び2005年1月1日施行された改正破産法の中に相当程度取り入れられ、債務者の被害救済の道を新たにつけたことになりました。

又、特定調停手續が施行され、取立行為の制限、取引経過などの文書提出命令、民事執行手續きの停止などの機能を生かし、被害救済の道もできました。

商工ローン被害の救済では、「日榮・商工ファンド対策弁護団」の活動により、「利息制限法を原則とする」「貸金業法43条は厳格に解釈する」との最高裁判決、「保証料についてみなし利息と認めさせた判決」「根保証契約の無効・債務不存在確認した判決」「手形の取立て禁止仮処分決定」など破産をしなくても事業の再建できる道もできました。

私たちの被害救済の運動の中でこのように債務者の被害救済の道・生活の立て直しの道が広がっています。この道を閉ざすのではなくさらに大きく広げていく必要があります。

## 2. 深刻なクレ・サラ・ヤミ金・商工ローン被害 「死の淵まで追つめる厳しい取立」

私たちのこうしたクレ・サラ・ヤミ金被害救済運動にもかかわらず、クレ・サラ被害はなくなっておりません。それに加えて、「トイチ・トサン・トゴのヤミ金融」・「商工ローン」・「日掛け」・「年金担保」などの深刻な被害が多数発生しています。

不況の回復の兆しが明確にならないまま、倒産、大企業のリストラによる解雇などで昨年の失業率は4.7%、完全失業者は313万人と依然として高水準であります。

この5年間に正社員が400万人減少し、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正社員は360万人増えましたが、正社員と非正社員との賃金格差は大きく、非正社員の役8割が20万円以下の給料で、400万人を超えるといわれるフリーターに至っては平均年収が106万円にしかありません。

出資法の上限金利は4年前に29.2%に引き下げられたが、国民はかつかつの生活を強いられているなかで29.2%でやっていけるはずがない、グレーゾーンの金利29.2%は破産・自殺への転落・悪魔の階段である！

グレーゾーンの金利に踏み込んでいくことで破産・自殺に追い込まれていくことになる。

こういう状況のなかで、クレジット・サラ金の被害者は増大し、個人の破産申立件数は幾分減少したものの3年連続して21万件を超えています。又経済苦・生活苦などを原因とする03年1年間の自殺者は過去最高の8897人に達し、これは毎日24人もの尊い命が失われていることとなります。

私たち被害者の会のクレ・サラ相談では「クレジット・サラ金・商工ローンの厳しい取立てに脅え、何度も自殺しようかと思ったが死に切れなかった」「ようやく被害者の会の相談窓口にとどろつき救われた」と涙ながらに語る被害者の方が沢山います。

又現実によく被害者の会の相談窓口にとどろつきながら、その途中で「生命保険で債務を返済してください」と遺書を残しマンションより飛び降り自殺をしてしまった方もいます。

「テレビのサラ金のコマーシャルを見て軽い気持ちでカードを作ったのがきっかけで、多重債務に陥り、やがてヤミ金からも借りるようになった」「その取立は脅迫、暴力的で怯えるばかり、相談する人もなく、容赦ない取立の日々に疲れ、将来の不安に生きる希望を失い自殺を図った」などなどの体験談は被連協が出版した「実録 借金地獄からの生還～多重債務者49人の告白～」 「借金苦私はこうして解放された～32人の告白～」 「どんとこい借金地獄ー借金地獄から脱出した50人の手記ー」に生々しく語られています。

「死の淵まで追つめる厳しい取立」をするクレジット・サラ金・商工ローン業者に対し心からの怒りを覚えると同時に、私たち「被害者の会」がもっと頑張らなければとの思いをも痛切に感じています。

クレジット・サラ金の債務を解決した方からは「ほんとうに被害者の会に出会えてよかったという思いでいっぱいです。もし知らずにいたら、もしかしたら今がなかったかも知れません。夫も私も感謝の気持ちでいっぱいです」という声が寄せられています。

私たち「被害者の会」の活動はまさに「人の生死のはざまでの活動」であり、「人の命を守る」活動であり、ここに私たち「被害者の会」の社会的存在意義があります。

借入の主な原因は、低賃金による生活苦です。そのほか病気による医療費の支払い、失業・転職などにより借入なしには生活できない状況にある中、テレビでは消費をあおるサラ金のCMの氾濫、ティッシュを配ってどうぞ借入れしてくださいとの誘いがあります。

日常生活の中で結婚や出産、病気、怪我、引っ越し、冠婚葬祭など急にお金が必要になるところがありますが、生活が苦しい中でサラ金より一度借り入れてしまうと、高金利の支払いを余儀なくされ、結局は借りては返すという自転車操業になってしまう結果になっています。

そもそも出資法の金利29.2%で生活はやっていけるはずがありません。金利29.2%は多重債務への転落の道であり、破産・自殺に追い込んでいく道です。

「サラ金から借りない」「クレジットカードは持たない」というしっかりした決意がないとつい借り入れてしまうこととなります。30万円から50万円を借りて月に1万円くらいの利息なら何とかなるだろうという安易な気持ちから多重債務に陥ってしまう結果となります。

サラ金業者は年29.2%の高金利を取っても処罰されないことから、貸付額が多ければ多いほど儲けがあるので無理な過剰貸付となり、支払いが滞ると過酷な取り立てをする。債務者は過酷な取り立てを恐れて返済するために新たな借入れを繰り返すことになり、結果として多重債務者が作り出されています。

まさに今日の多重債務者の激増は、失業、労働環境の変化、社会保障の貧困さなどに原因があり、日本の社会・経済・金融の仕組みの構造上、必然的に発生している被害であって単に「借りた者が悪い」という個々の債務者の責任としてすますことのできない問題です。

### 3. 被連協・被害者の会運動の意義・役割

ークレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン被害者の生活の立て直しの活動ー

生活の立ち直りをはかるために、被害体験を語り合い、

自らの生活を客観的に見つめ直す、被害者仲間で「点検」し合う、

利息制限法、出資法、貸金業規制法を学習しサラ金・ヤミ金に立ち向かう力をつける

いま多重債務に悩む被害者は心から気軽に相談できる場所を求めています。

被害者の会の活動がテレビ・新聞に取り上げられるとその直後から電話が鳴り続けパニック状態になるほどです。

被連協のホームページを開設して5年を経過しましたが、ホームページへのアクセス数は延べ36万2140件（05年5月2日現在）を越えています。現在の一日平均のアクセス数は平日200件、日祝祭日で100件にのぼりホームページを見て相談にこられる人も増えています。

03年度の被連協・被害者の会の相談件数の集計のまとめは別紙の通りです。

被害者はヤミ金融業者・悪質業者の暴力的取立・攻撃にあからさまにさらされ、脅えきっています。それこそ「待ったなし」の「迅速・機敏な対応」が求められています。

クレジット・サラ金被害を根絶していくためにも、被害者が力を合わせて、がんばろうそしてできることから運動をすすめていこうということで、被害者の会の活動があります。クレ・サラ被害をなくしていく運動の第一歩はまず被害者自身が被害の体験を語ることから始まります。

このため、被害者の会では被害者自身の生活の立ち直りをはかるために、定例会（学習・交流会）を実施し、被害体験を語り合い、自らの生活を客観的に見つめ直す、被害者仲間で「点検」し合うなどの活動をしています。クレ・サラ被害に陥った原因や取立て被害の実態を語る交流の中で、被害は私一人ではない、クレ・サラ被害は日本の経済・社会の構造の中で必然的に作られたものであることを自覚し、活動のエネルギーが生まれてきます。

又、定例会（学習・交流会）では、高金利被害がはびこる社会的要因、被害救済の運動の歴史、人間として生きる権利が保障されている憲法や債務整理に必要な貸金業規制法・出資法・利息制限法・民法などを学習しています。

被害者はこうして被害解決のための多様な債務整理の方法を学び、被害者自らがサラ金・ヤミ金・高金利業者と立ち向かう力を身につけることによって、不当な取立に対して毅然として、自己主張できる人間に成長ができるし、「二度とクレ・サラ・ヤミ金から借りてはならない」「破産を二度と繰り返してはならない」という決意が生まれ、今後はクレ・サラ被害にあった人の相談員にもなることができるようになっていきます。

被害者の会・債務者本人によるサラ金・ヤミ金の債務整理の方法としては、簡易裁判所に特定調停の申立をして、利息制限法に基づいて計算し、債務総額を減らして、将来利息をカットし、無理のない返済方法を確定させることにより債務者を救済しています。

利息制限法に基づいて計算し、支払い過ぎた利息は元金に充当し過払いになった場合は過払金返還請求などの訴訟をして解決しています。

10日で3割ー5割という利息を取る出資法違反のヤミ金融業者については、出資法違反の告訴・告発及び監督官庁への申告・組織的犯罪処罰・犯罪収益規制法54条に基づく「疑わしい取引の届け出」申告書を銀行に提出し、ヤミ金融業者の銀行口座を閉鎖させ、預金を凍結させることなどをして、不当利得返還請求又は不法原因給付（民法第708条）に該当するとして債務不存在を主張し債務の支払いを免除させるなど方法で債務者を救済しています。

そのほかに「個人債務者の民事再生手続き」「自己破産・免責手続き」も活用しています。

### 4. 国民が安心して暮らすことのできる社会・高利貸しのない社会を！

クレジット・サラ金三悪「①高金利②過酷な取立て③過剰融資」をなくせ！

私たちはクレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン問題の大きな原因は、クレジット・サラ金

三悪「①高金利②過酷な取立て③過剰融資」にあり、クレ・サラ金三悪をなくす運動が必要だと考えていますが、これだけでは解決できません。

基本的な解決の方向は社会的貧困をなくすことであり、福祉・社会保障の整備・拡大が必要です。

クレジット・サラ金・商工ローンなどから借りなくても、国民が安心して暮らすことのできる社会・高利貸しのない社会を作ることなどが重要だと考えています。

そのためには、国民の消費・購買力を高め、景気の回復につながる消費税の引き下げや、老人医療や介護保険、年金、雇用保険など将来不安のない社会保障を充実させることが必要であり、そして雇用の拡大のため、リストラを抑え、中小企業への支援を強めることも必要です。

又、日常生活の中で結婚や出産、病気、怪我、引っ越し、冠婚葬祭など急にお金が必要になるときがあります。このようなときに「低利で、安心して、利用しやすく、借りられる公的融資制度「応急小口貸付制度」・「中小企業向けの制度融資」などの拡充・改善を求めて運動していくことが必要です。

## 5. クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン被害の根絶のために

**出資法の上限金利の引き下げ、みなし弁済規定の撤廃、出資法の特定金利の廃止を！**

### 今年の重点課題

全国クレ・サラ被連協では今年の重点課題として下記記載の活動に取り組みます。

#### ①出資法の上限金利の引き下げを求める100万人署名運動！

国会での出資法の上限金利の見直しは07年1月です。クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン被害の根絶のため金利引き下げが必要です。

出資法の上限金利の引き下げ等を求める請願署名用紙、署名活動に協力をお願いするチラシ、金利問題をわかりやすく解説したリーフをもとに各地の被害者の会は署名活動に取り組んでいます。尼崎では映画「草の根の乱」上映運動と結びつけて早速署名活動を開始しています。金沢では会員に署名用紙を届け、金沢市の繁華街・香林坊で街頭署名活動を行いました。被害者の会は、サラ金被害の実態を明らかにし、高利貸しのない社会を目指し、各地で弁護士、司法書士、学者、労働組合、民主団体、消費者団体などに署名の協力をお願いし、出資法の上限金利の引き下げ等を求める請願100万署名運動に取り組んでいます。

#### ②ヤミ金融被害の撲滅を！

**ヤミ金融全国一斉集団告発！ 不法原因給付の徹底！**

今年の3月札幌高裁は年1200%にも相当する高金利を取った貸金業者に対し、借入れ元本について不法原因給付（民法第708条）を適用し、債務者が支払った金員の全額の返還を命ずる判決がありました。

ヤミ金融に対しては「借りた元金は返さない」ヤミ金融に支払った「全額を返還」せよと堂々とヤミ金融に主張し、ヤミ金融に取られたお金を徹底的に取り返すことは、悪質な取り立てで職場を奪われ、生活を破壊され、生きる希望まで奪われたヤミ金に対し、改めて怒りが沸き、闘う被害者へと成長し、相談員になって被害者運動を前進させています。

ヤミ金被害の相談件数は落ち着いてきましたが、身に覚えのない不正請求、保証金詐欺など新たな手口のヤミ金被害が発生するとともに、「ぶっ殺すぞ」「勤務先への脅しの取立て」などといった脅迫的取立て被害は依然として後を絶ちません。ヤミ金融のあらゆる違法行為を見逃さず闘いぬき、ヤミ金被害の撲滅めざして奮闘したいと思えます。

#### ③改正貸金業規制法、ガイドラインの遵守を！

ヤミ金対策法は「貸金業規制法」を改正する形で制定されました。「改正貸金業規制法」は罰則を強化すると共に登録要件の厳正化、取立行為規制、業務規制の強化など正規のサラ金業者にも係わる重要な規定を定めています。

改正された貸金業規制法や金融監督庁のガイドラインを良く学習し、サラ金業者と闘う武器とすると共にサラ金業者の営業活動の監視、告発の運動を強めましょう。

#### ④「武富士の言論弾圧・違法提訴」をゆるすな！

**武富士の違法取立・第三者請求・過剰融資には行政処分の申立を！**

02年「武富士被害対策全国会議」を結成し、武富士の違法行為の摘発、武富士のヤミを暴く活動に取り組んできました。私達は武富士の過剰貸付や違法取立を関東財務局に告発し、武富士問題の真相を訴える街頭宣伝活動を行ないました。

武富士批判の記事に対してジャーナリスト・弁護士・出版社に対し高額な損害賠償の裁判を提起してきた事件のうち、武富士前会長武井保雄の逮捕となった盗聴事件と名誉毀損事件

に關係する「集英社（週刊プレイボーイ）」裁判・「月刊ベルダ裁判」・「創出版裁判」事件については謝罪し、不当提訴であったことを認め、訴訟を取下げ、損害賠償金の支払いをしています。

同種の言論弾圧事件である「武富士の闇を暴く裁判」は今年3月に東京地裁で、武富士の請求をいずれも棄却、本件提訴は明らかに不相当な行為であり、そのような提訴のあり方を自戒すべき事案であったことは疑いがないとする完全勝利の判決が言渡されました。

多重債務者救済に尽力してきた今瞭美弁護士に対し、武富士が「今瞭美事件被害者の会」をでっち上げ、刑事告訴、懲戒請求し、一部マスコミを使った非難など執拗な攻撃をし、サラ金被害の根絶のために正当な弁護士活動している今瞭美弁護士に対して執拗な弁護士業務妨害への謝罪と賠償をもとめる裁判を提起しています。

「武富士の残酷物語、週刊金曜日裁判」などについては、昨年東京地裁で完全勝訴し、その控訴審は今年2月東京高裁で「武富士側の控訴棄却」という勝利判決が出ました。

ジャーナリスト三宅勝久氏と(株)金曜日は「武富士による提訴は巨大な資本力にもものをいわせた言論弾圧であり、それによって名誉、信用を毀損された」として、株式会社武富士と、提訴を指示した武井保雄前会長とを相手取って損害賠償と謝罪を求めて提訴しています。

サラ金被害を生みだしている武富士が、武富士批判の記事に対してジャーナリスト・弁護士・出版社に対し高額な損害賠償の裁判を提起したり、サラ金被害の根絶のために正当な弁護士活動している今瞭美弁護士に対する執拗な弁護士業務妨害行為は許されません。

「武富士の言論弾圧・違法提訴」を許さず、武富士の違法取立・第三者請求・過剰融資には行政処分の申立をして闘います。

#### ◆武富士の第三者請求・違法取立・過剰貸付など貸金業法違反について 関東財務局に行政処分の申立合計78件！

昨年までの武富士の第三者請求・違法取立・過剰貸付など貸金業法違反について関東財務局に行政処分の申立合計78件です。具体的には下記の通りです。

##### 1. 02年10月25日 37件

その内訳は広島つくしの会30件、松山たちばなの会3件、松江つくしの会、愛知かきつばたの会、川崎しゃくなげ道場、太陽の会各1件。

##### 2. 03年5月14日 33件

その内訳は福山つくしの会30件、広島つくしの会、夜明けの会、太陽の会各1件

##### 3. 04年10月7日 6件

- ①第三者請求・違法取立の件・・・2件（大阪いちようの会1件、今瞭美弁護士1件）
- ②取り引き経過の不開示・・・2件（太陽の会2件）
- ③貸し付け条件違反・・・1件（武富士の最高貸付け利率は年利27.375%と表示されているが、本年3月まで年利29.2%の利息を取られた）（今瞭美弁護士1件）
- ④お金がないので払えないと断ったが、2時間も居座られ、近所身内に借りて支払えと言われた。預金通帳の残高を確認させられ翌日支払う約束をさせられてようやく帰った。翌日7000円を支払いさせられた・・・1件（夜明けの会）

##### 武富士の貸金業法違反の事例ー第三者請求・違法取立ー

###### ー支払義務のない母親に執拗に取立の電話ー

生活保護を受けている債務者の実家・母親に対し「あなたの娘さんに100万円貸している」「母親なら支払ってくれ」「2万円でもいいから支払ってくれ」と支払義務のない母親に執拗に取立の電話をかけてきている

##### 4. 04年12月20日 2件

別紙週刊金曜日記載の事例

#### ⑤アイフルをはじめサラ金全体の違法性を暴露、告発していく運動を！

「過剰融資」「取立違反」「取引履歴の未公開・改ざん」などはサラ金各社に共通のもので、サラ金全体の違法性を暴露、告発していく運動を強めていきます。

従来から破産・免責を得ている人にもドンドン貸付け、支払が滞ると脅迫的取立をする、そして取引経過の不開示など反社会的な行為が目にする悪質な業者もあります。

サラ金の違法取立・過剰貸付・第三者請求・取引経過の不開示など違法行為を許さず監督官庁に業務停止など行政処分の申立を行います。

今年4月に京都で第1回アイフル被害対策全国会議結成集会が開催されました。

アイフル従業員が「一部上場だって借金取りと同じや！」「金融監督庁でも野球の監督で

も連れてこい！」「つぶしたる！」と電話で怒鳴りまくる、ヤミ金と変わらないサラ金の実態が報告されました。自己破産申立予定であるにもかかわらず5000円を取り立てられた神戸市在住の生活保護受給中の女性が被害体験報告がありました。そのほか高齢者や障害者まで意思確認が不十分なまま不動産担保を提供せしめられていること、利限法上大幅な債務減額となるのに高額のおまとめ融資がなされていること、持分や後順位であるにもかかわらず担保設定がなされていることなど問題点が多く浮かび上がりました。

サラ金の違法取立・過剰貸付・第三者請求・取引経過の不開示などについては違法行為を許さず監督官庁に業務停止など行政処分の申立を行います。

#### ⑥債務者救済のため過払い金返還請求を！

##### 全国一斉過払い金返還請求訴訟を！

クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン被害を根絶していく運動の一環として、①大手サラ金業者などの金利が利息制限法違反の違法金利であることを周知させること②違法金利営業を許さないとのこえを広げること③直接的には過払い金を取り戻し、借金の残っている他の業者への返済に充てることにより多重債務者の救済する道を広げることが目的として

昭和43年11月13日の最高裁大法廷で画期的な判決を記念して11月12日（金）を全国一斉過払い金返還請求提訴日として15都県20の被害者の会で総件数1154件の過払い金返還請求一斉提訴（任意和解提案を含む）を行いました。

その内容は別紙集計表記載の通り★総件数1154件 ★請求総額7億8297万円 ★原告・請求者 708人 ★被告・貸金業者173社 ★提訴 741件 ★和解173件になります。

この運動は新聞・テレビに大きく報道されたことにより、払わなくてもいい利息があることを知らしめ、私も過払い金返還請求できるのでとの相談が増えています。

今後もしどしどし過払い金返還請求の提訴し不当に取られたお金は取り戻す運動を進めます。

#### ⑦日掛け金融の特例金利(年54.75%)の廃止を！

##### 日掛け金融の特例金利(年54.75%)の廃止を！

日掛け金融の金利は（年54.75%）という高金利のため債務者が支払いに窮するものは必至です。現代の商行為の中で年54.75%という超高金利で借入れた場合、営業を継続することは不可能です。日掛け金融の問題点としては①法律で貸付対象者でない、サラリーマン・パート・主婦・年金生活者・生活保護受給者にまで貸付がなされている。②100日以内の借換えの強要、100分の50日の集金を送金及び持参払いさせている。③保証料や切替えの度に媒介手数料を取る④複数の保証人の要求、そして相保証による連鎖的債務者の構造を作り出している。⑤年54.75%という超高金利のために生じる支払い不能の債務者に対する過酷な取立てなど問題があります。

日掛け金融の特例金利の廃止にむけて「クレ・サラ対協」「高金利引下げ連絡会」「日掛金融対策全国弁護士」と提携し、監督官庁に対し厳格な指導・監督などを求めると同時に国会・関係省庁に特例金利の廃止を要請していく。

#### ⑧市民に開かれた特定調停手続きを！

特定調停は、債務者本人が簡易裁判所で自らの債務を確定し、返済計画を立てる、まさに被害者運動に沿った手続きであるといえます。特定調停において、最低限、①利息制限法の上限金利にそった債務を再計算②3年から5年（36回から60回）までの分割弁済③将来利息カットを簡裁に遵守を求め、の3点を認めさせ、過払いとなる場合は「債務が存在しない。」17条決定や過払いを求める調停を求めていきます。

#### ⑨自治体の多重債務者対策を充実させる活動を！

ヤミ金対策を機に各自治体で「ヤミ金対策会議」が立ちあげられました。特に長野では「長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議」ではヤミ金・詐欺的手口による犯罪撲滅のためには、被害発生温床と化している多重債務者問題を取り組む必要があるとして「長野県多重債務者問題研究」の設置が決定され、弁護士会、司法書士会、県商工会議所（経済団体）、銀行協会、県商工部・生活環境部及び県クレ・サラ被連協、ヤミ金告発連絡会、さらに長野市、塩尻市などの自治体や県教育委員会、金融広報委員会に対する働きかけなど総合的な取り組みが行なわれることとなります。

全国各地でもこうしたヤミ金対策の取り組みを多重債務者対策に移行させる必要があります。

各自治体に総合的な対策を求めながら、A相談体制の拡充 B消費者教育の実施 C緊急融資制度も含めた社会保障制度の充実等について緊急対策を取るよう要求しましょう。

#### ⑩サラ金コマーシャルの規制を！

サラ金が市民権を得る上で大きな役割を果たしているのが、マスコミの電波や紙面の提供です。『放送と青少年に関する委員会』が民放各社に対し「朝から晩まで借金を助長するようなサラ金コマーシャルが流されているのは子供や若者の金銭感覚を歪める」として提言を発し、これを受けて日本民間放送連盟（民放連）は、①17時から21時までのサラ金CMを自粛する②借金に伴う責任とリスクをはっきりさせる③安易な借入を助長するCM内容は改める等を決めました。

今年2月フリースタイルスキーワールドカップモーグル競技大会に（株）武富士がスポンサーになり全選手の胸のゼッケンに「武富士」と大きく書かれ、表彰台には武富士の大きな看板があるということは全日本スキー連盟が「武富士」の宣伝に一役かっていることとなります。ひいては「安易に借金をする風潮を助長し、子供や若者の金銭感覚をゆがめる」ことにつながるとして抗議しました。全日本スキー連盟は今後は酒・たばこ・薬とともに消費者金融（サラ金）もスポンサー契約をしないと約束しました。

私たちは今後も新聞・テレビ・マスコミ各社に対し、サラ金の広告・CMは、自粛・中止を強く求めています。

#### 添付資料

1. 「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」加盟団体一覧表
2. 「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」規約
3. 被連協・被害者の会の相談件数の集計のまとめ（03年度）
4. 「借金苦私はこうして解放された～32人の告白～」
5. クレ・サラ白書

# 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(被連協) 規 約

## 第1条(名称・所在地)

本会は、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(被連協)と称する。

本会の事務所は東京都大田区山王2-1-8

山王アーバンライフ8階810号室に置く

## 第2条(目的)

本会は、全国のクレジット・サラ金被害者の会の結成を推進し、会相互の連帯をはかりクレジット・サラ金被害者の根本的解決と被害者救済を目指すものとする。

## 第3条(運動計画)

本会は、

- (1) 消費者の立場に立ち、立法、司法、行政のすみやかな対応を求めるための運動。
- (2) 全国にクレジット・サラ金被害者の会結成のための援助並びに交流。
- (3) クレジット・サラ金被害の原因とその実態の研究並びに一般社会への教宣活動。
- (4) 本会の趣旨に賛同する団体と連携して運動を進める。

## 第4条(構成員・加入・脱会及び除名)

本会は、

- (1) クレジット・サラ金被害者及び規約に基づき民主的運営をしているクレジット・サラ金被害者の会、その他本会の目的・趣旨に賛同する個人・団体並びに賛助会員をもって構成する。  
クレジット・サラ金業者・非弁提携・整理屋関係者は除くものとする。
- (2) 加入及び脱会の手続き  
イ 加入する場合は所定の事項を記入した加入届と会費を添えて、被連協役員の推せんを得て申込み被連協総会又は被連協代表者会議の承認を得るものとする。  
ロ 脱会する場合は、その理由を明記した脱会届を被連協事務局に提出し、被連協総会又は被連協代表者会議の承認を受けなければならない。  
尚、脱会届を提出できない諸事情がある場合は、被連協総会又は被連協代表者会議の審議を経て脱会を認めることができる。  
ハ 賛助会員は所定の加入届と会費を添えて申込み、役員会又は常任幹事会の承認を得るものとする。
- (3) 除名の手続き  
本会の目的・趣旨に反する行為を行った被害者の会・会員・賛助会員を除名することができる。

## 第5条(役員)

- (1) 本会に会長・1名、副会長・若干名、事務局長・1名、事務局次長・会計・常任幹事・幹事・ブロック責任者を若干名を置く。
- (2) 役員会は全役員をもって構成し、本会職務を執行する。
- (3) 常任幹事会は会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計・常任幹事・ブロック責任者をもって構成し、本会の日常職務を執行する。
- (4) 役員会・常任幹事会は会長より随時会議が招集されるものとする。
- (5) 本会に顧問、相談役をおくことができる。

## 第6条(任期)



会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、常任幹事、ブロック責任者、幹事、会計監査、顧問、相談役は総会及び代表者会議で選任される。但し、任期は2年とし、重任は妨げないものとする。

#### 第7条（職務）

- (1) 会長は会を代表して会の運営全体を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会長の指示に従い、全国の会員の名簿の作成、会員間の連絡、ニュースの作成、情報の交換など本会の日常職務を執行する。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐し、本会の日常職務を執行を補佐する。
- (5) ブロック責任者は役員会で定める当該地域ブロックにおける各被害者の会の連絡及び本会の決定のに基づき指導を行う。
- (6) 会計は本会の会計業務を担当する。
- (7) 常任幹事は本会の日常業務の執行を補佐する。

#### 第8条（会計監査）

- (1) 本会に会計監査2名をおく。
- (2) 会計監査は会計・経理の監査にあたり、総会及び代表者会議にこれを報告する。

#### 第9条（幹事）

- (1) 幹事は若干名おくことができる。
- (2) 幹事は役員会に出席し、意見を述べることができる。
- (3) 幹事は各被害者の会が推薦する者をもって役員会において選任される。但し、任期は2年とし、重任は妨げないものとする。

#### 第10条（賛助会員）

- (1) 賛助会員は総会及び代表者会議にオブザーバーとして出席し、意見を述べることができる。

#### 第11条（会計）

- (1) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。
- (2) 本会の会計は会費・寄付金及び各種出版物の販売代金をもって充てる。
- (3) 会費は次の通りとする。
  - ① 団体会費・月額 1口 金3000円  
但し会費納入の困難な被害者の会については、被連協役員会の議を経て会費納入額の減免措置をとることができる。
  - ② 個人会費・月額 1口 金500円
  - ③ 賛助会費・年額 1口 金10,000円

#### 第12条（総会及び代表者会議）

- (1) 役員会又は常任幹事会の決定により年1回定期総会を又必要により臨時総会を招集し、代表者会議は適宜招集するものとする。
- (2) 総会は全会員で構成、代表者会議は各被害者の会の代表で構成する。
- (3) 総会及び代表者会議は本会の意思を決定する。その決議は出席者の過半数の賛成によるものとする。

#### 第13条（効力）

本規約は、1990年9月2日より効力を生じる。

改正1997年7月20日 改正1998年10月4日 改正2002年6月2日

改正2003年7月6日 改正2004年6月27日

# 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

## 被害者の会のあり方「ガイドライン」

2003年7月6日

### 1.はじめに

#### ①被連協の歴史

1981年(昭和56年)9月13日大阪中ノ島公会堂で「東京サラ金問題を解決する会」、「大阪雑草の会」、「尼崎あすひらく会」、「広島つくしの会」、「鹿児島サラ金被害者の会」の5つの会が中心となり、『サラ金被害者全国交流集会』が初めて開かれました。

この集会では、

- 一、早期にサラ金規制法を作れ！
- 一、サラ金被害撲滅のため全国津々にサラ金被害者の会を作ろう！
- 一、サラ金被害の発生原因である「サラ金3悪」(高金利・過剰貸付・暴力的取立て)をなくす！

以上のことを目標として運動を進めることなどが決められ、目標達成のため頑張ろうと呼びかけられました。その後毎年各都道府県を持ち回り、今日迄に22回の交流集会在持たれ、現在34都道府県72の被害者の会が組織されています。

#### ②被連協の理念

私たちは「高利貸のない社会を目指す」という活動目的を掲げております。弱者を食い物にする高金利被害をもたらす「クレ・サラ三悪(高金利、過剰押し付け融資、暴力的な取立)」は社会悪であり、これをなくす運動はまさに、「社会正義の運動である」ことを確信し、この目的に賛同する協力者を組織すると共に、大きく国民的な支持を得るために、理にかなない、人の道にかなった道理ある活動を進める必要があります。

また、高金利被害は基本的人権の侵害であるという認識を持ち、暴力的取立により、人間としての生きる誇り・尊厳まで奪われてしまった被害者の人間性をも取り戻すという、『人間性回復の道』が目標です。

#### ③被連協の運動の到達点

サラ金被害の救済・撲滅の運動が高まり・広がる一方、サラ金被害に加えクレジット被害が急増し、被害が多様化する中、最近では「商工ローン被害」及び「ヤミ金被害」が激増し大きな社会問題になっています。

とりわけ高金利引き下げの運動と全国一斉告発、ヤミ金対策法の制定などヤミ金被害撲滅をめざす運動は大きく盛り上がり、高金利業者を追い詰めるところまで進展してきています。

私たちの運動が大きくなり、社会的・政治的に影響力を持つ団体になってきている現在、社会的に果たす役割が大きくなればなるほど、国民的に支持される運動が求められるようになってきています。私たちの運動の最終目的である「高利貸のない社会」の実現の為には、これを妨害するいかなる攻撃にも耐えられ、全国民的な支持される強固な組織を作るための、全国の統一された指針(ガイドライン)を持って活動する時期になっています。

### 2.学習活動について

#### ①研修会を行い被害者自らがサラ金・ヤミ金と闘う力を身につける。

研修会では、高金利被害がはびこる社会的背景、高金利被害の運動(闘い)の歴史、人間として生きる権利が保障されている憲法や貸金業規制法・出資法・利息制限法・民法などを学ぶと共に、被害解決の為に多様な解決整理の方法を学び、被害者自らがサラ金・ヤミ金・高金利業者と闘う力を身につける必要がある。

#### ②定例会(被害交流会)を行う

定例会を定期的に関き、他の被害者に自分の状況を語り、どんなひどい被害を受けたのか、お金を借りた為に奪われてしまった人間としての生きる誇り・尊厳、国民の誰も犯す事の出来ない憲法で保障された「生きる権利」まで奪われた事に対し、怒りをもって語り合い、この事により自らの力で

立ち直る集会にしなければならない。

③被害者の生活の立て直しを計り、健全な生活を取り戻す。

被害者の会は単なる相談所であってはならない。相談に来られた方には、なぜ被害に陥ったか反省を促しつつも、この被害は現在の日本の経済社会の構造上からくる被害であることを自覚し、失敗から教訓を導き出し、二度と被害に陥らない為にどうしたらよいか、被害から立ち直るためには、今後どのような生き方をしなければならないか、報告書を作成したり、家計簿をつけることにより、被害者同士がお互い励まし合って生活の立て直し健全な生活を取り戻すために努力する必要がある。

### 3.相談活動について

①被害者の会・相談員は債務整理の方向について相談・助言を行うが、会員自らの債務整理の方針は本人が決定する。債務整理の解決は、弁護士・司法書士に依頼する外、自己解決については、役員・相談員が請け負ってはならない。

②相談員の学習の場を設け、社会的不正義と闘い、社会的道義を守る相談員を育成すること。

③相談者のプライバシーなど守秘義務は守る事。

④クレ・サラ相談会の相談料は無料であること。

⑤会員から整理の為の金銭及び過払い金などは絶対に預らない。

⑥被害者の会と会員及び会員同士の金銭の貸し借りはしない。

⑦相談は会の事務所または相談会場で行い、個人的に外部で相談しない事。相談は出来るだけ複数人で受けることが望ましい

### 4.被害者の会の組織運営について

① 役員会は毎月開き会員の声、要求を結集し、運動の問題点をみんなで明らかにし問題がおきれば必ず役員会に諮(はか)り、解決する。

できるだけ全員の意見でまとめ、決まった事はみんなで守る。民主的な運営を徹底させる。

② 総会は年一回必ず開き、経過報告・運動方針・役員を選出・会計報告・予算などを決める

③被害者の会の会報(機関紙)を発行する。

会報は会の出来事を知らせるだけでなく、会と会員をつなぐ「絆」である。また、被害者の会外の多くの団体個人にこの運動の意義、内容を宣伝し、運動の理解者・協力者をつくり、広げる役割を果たす力を持っている。会報は定期的発行をする必要がある。

### 5.被害者の会の財政について

①入会金・会費

被害者の会の活動を支えるために会費は組織活動の根幹です。相談場所(事務所)や専従者、運動財政の確保のため、入会金・会費を集め、また賛助会員制度をつくるなど財政を確立すること。

②寄付金

寄付金はあくまで自主的であり、絶対に強制してはならない。寄付金をお願いする場合は趣旨を良く説明し会員の納得の上でなければならない。

### 6.被害者運動について

① 被害の告発を旺盛に行うこと

被害の実態を広く告発し、世論の支持を広げ、政治や行政・警察力をも動かし、圧倒的多数派を目指そう。

そのために110番活動、一斉告発、集団訴訟、行政機関への要請行動など積極的に取り組むこと。

② 他団体(個人)との協力

私達の運動の最終目標である「高利貸のない社会」を作るためには、弁護士・司法書士・他の友好団体(市民団体)、全国クレサラ対協、高金利引き下げ連絡会やヤミ金対策会議と連携して全国的に、且つ地域的な活動を構築する。